

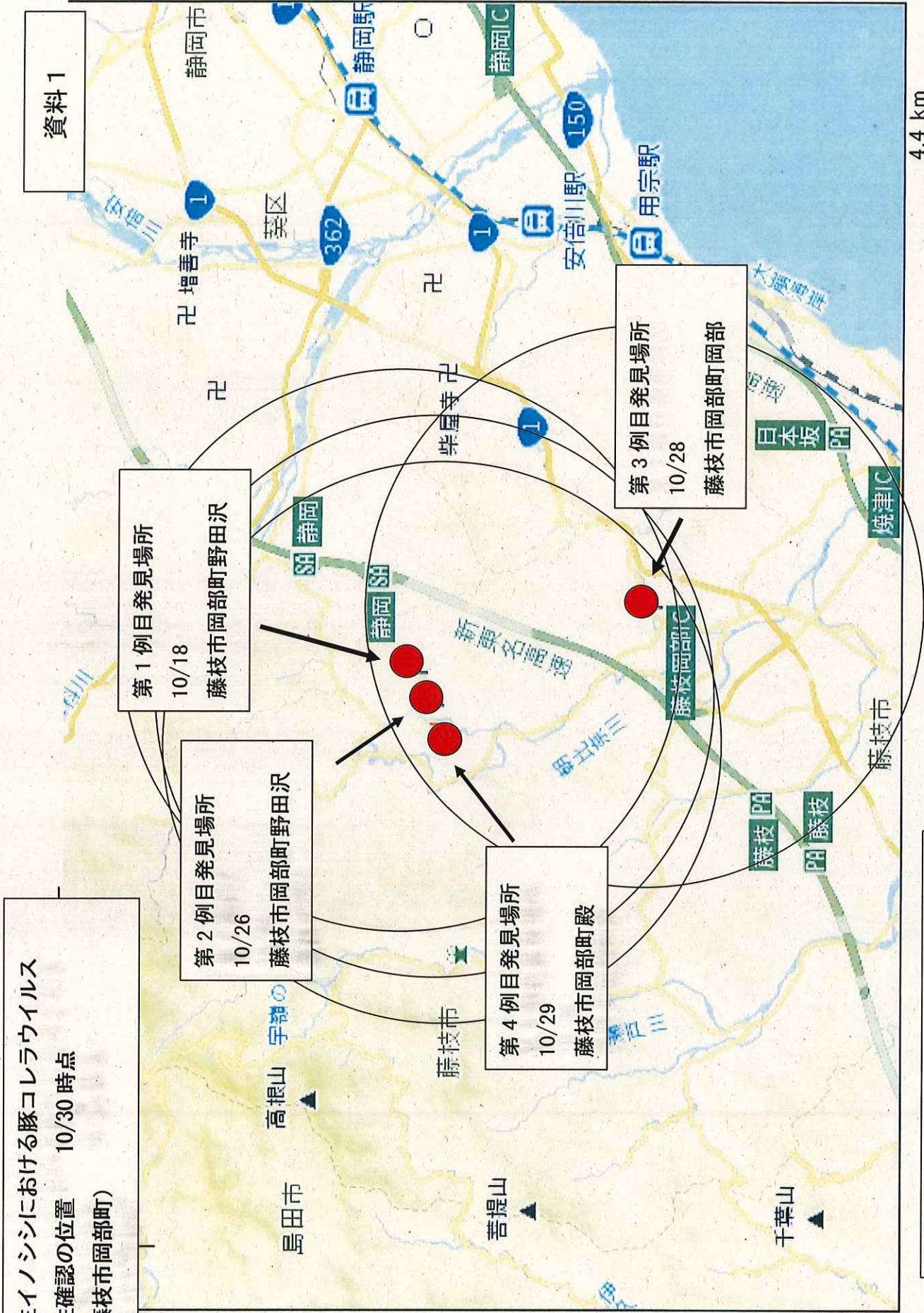
静岡県豚コレラ防疫対策本部第2回本部員会議 次第

日 時 令和元年10月30日(水) 16時00分から
場 所 別館9階特別第1会議室

議 題

- 1 野生イノシシの豚コレラウイルス確認状況について
- 2 豚コレラワクチン接種区域の設定・公示について
- 3 豚コレラワクチン接種スケジュールについて

野生イノシシにおける豚コレラウイルス
陽性確認の位置 10/30 時点
(藤枝市岡部町)



資料 1

4.4 km
1:88,744

円は発見場所から半径 10km 圏を示す

2 豚コレラワクチン接種区域の設定・公示

年 月	内 容
10月18日	<ul style="list-style-type: none">本県が豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく予防的ワクチン接種推奨地域に設定
10月29日	<ul style="list-style-type: none">農林水産省動物衛生課に、ワクチン接種プログラムを提出農林水産省は食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 牛豚等疾病小委員会を開催本県のワクチン接種プログラムについて、家畜防疫の観点から適切に実施される体制であることが条件付き※で認められた
10月30日	<ul style="list-style-type: none">家畜伝染病予防法第6条に基づき、予防的ワクチン接種について告示

※ 本県の養豚場が出荷する県外（神奈川県、茨城県）と畜場における交差汚染防止対策が確認されること

（当該県により、近日中に確認される見込み）。

元消安第 3130 号
令和元年 10 月 29 日

静岡県経済産業部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

ワクチン接種プログラムの確認について

豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成 25 年 6 月 26 日農林水産大臣公表。「以下「防疫指針」という。）第 3-3 の 2（2）に基づき、農畜第 441 号にて提出のいただいたワクチン接種プログラムについては、牛豚等疾病小委員会の意見を踏まえ、妥当であることを確認しましたのでお知らせします。

今後、貴県にて、家畜伝染病予防法第 6 条第 2 項において準用する同法第 5 条第 2 項及び同法施行規則第 8 条に基づき、接種区域を設定し、速やかにワクチン接種を進めていただくようお願いいたします。

また、ワクチン接種にあたって接種に時間を要する場合等、接種農場と非接種農場の接種面が最小になるように最大限留意いただくとともに、と畜場における交差汚染防止対策の確認状況等プログラムの内容に変更が生じた場合は、当方にご連絡いただくようお願いいたします。

さらに、他県のと畜場の交差汚染防止対策が明らかになった際も、当方にご連絡ください。

なお、ワクチン接種の実施状況及び実施の結果については、防疫指針第 3-3 の 10 に基づき、月毎に報告いただくことになっていることを申し添えます。



静岡県告示第347号の4

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき、次のように豚コレラの予防注射を実施するので、同法第6条第2項において読み替えて準用する同法第5条第2項の規定により告示する。

令和元年10月30日

静岡県知事 川勝平太

1 実施の目的

豚コレラの発生予防のため

2 実施する区域

静岡県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

飼養されている豚及びいのしし

4 実施の期日

令和元年11月3日から令和2年3月31日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

5 注射の方法

皮下又は筋肉内注射

3 豚コレラワクチン接種スケジュール

(1) スケジュール

月 日	対 応
10月29日(火)	ワクチン接種プログラム確認(農林水産省)
10月30日(水)	家畜伝染病予防法第6条に基づく告示
11月2日(土)	豚コレラワクチン納品予定
11月3日(日)	豚コレラワクチン接種開始
11月18日(月)	初回接種終了

(2) ワクチン接種プログラムの概要

項 目	内 容
対象区域	県下全域
接種時期(初回)	11月3日(日)～11月18日(月)
対象戸数	134戸※(養豚110、実験動物施設2、展示・愛玩22)
接種予定頭数(初回)	95,460頭(哺乳中の豚には接種しない)

※実験動物管理施設及び種豚場等、高度な隔離・監視下にある豚等については、農林水産省と接種の除外について協議する。(1施設、4農場)

(3) 初回接種後の対応

- ・ 哺乳中の豚に対しては接種できないため、後日、離乳後に接種する。
- ・ 種豚は初回接種から6ヵ月後、1年後、2年後に追加接種する。
- ・ 免疫付与状況を確認するため、接種から概ね4週間以上経過した後、抗体検査を実施する。